

労働保険(労災保険・雇用保険)年度更新のご案内

～年度更新とは～

2018年度の確定保険料(賃金総額×保険率)と概算保険料(見込み額)と差し引き精算することです。

また、同時に2019年度の概算保険料を算出し、申告納付することです。

【必要書類】

- ・2018年4月～2019年3月分までの従業員に支払った賃金額のわかるもの
- ・2019年3月までに終了した元請工事のわかるもの(建設工事の労災保険)

★労働保険の事務委託をすることのメリット★

1. 労災保険に加入することができない社長・会社役員、事業主や家族従事者が特別加入できます。
2. 労働保険料にかかわらず3回(7月、10月、1月)に分けて納付できます。
3. 事業主に代わって事務を代行します。(事務処理の軽減が図られます)

平成30年度 第2次補正 事業承継補助金 公募開始!

本補助金は、事業を引き継いだ中小企業・小規模事業者等が行う事業承継後の新しいチャレンジを応援する制度です。

対象となる事業承継期間：2016年4月1日～2019年12月31日

対象となる取り組み：親族内継承/外部人材招聘など

事業承継等をきっかけとした新しいチャレンジを応援します!

【公募期間】2019年5月31日(金)まで

【補助率】I型：後継者継承支援型2/3以内 200万円

※小規模事業者・従業員数が小規模業者と同じ規模の個人事業主の場合

【備考】本補助金の申請に際しては、応募者による経営革新等の内容や補助事業期間を通じた事業計画の実行支援について、認定経営革新等支援機関(本所等)の確認を受けている必要があります。

原則として、電子申請のみの受付となります。

講習会のご案内

新入社員、新担当者向けの講座をご準備しています。ぜひ、ご活用ください!

◆すぐ役立つ経理の基本 経理実務 基礎講座	【日 時】5月21日(火) 午後2時～5時 【受講料】3,100円(本所会員料金)
◆創業キックオフセミナー	【日 時】5月30日(木) 午後1時30分～4時 【受講料】無料(但し事前のお申込みが必要です)
◆働き方改革で求められるタイムマネジメント	【日 時】6月6日(木) 午前9時30分～午後4時30分 【受講料】6,100円(本所会員料金)
◆平成31(令和元)年度税制改正のあらまし ～税制改正のポイントを分かりやすく解説します!～	【日 時】6月17日(月) 午後2時～4時 【受講料】無料(但し事前のお申込みが必要です)
◆新人・若手のための5S基本講座	【日 時】6月21日(金) 午前9時30分～午後4時30分 【受講料】6,100円(本所会員料金)

※詳しくは、同封チラシまたは、本所ホームページをご確認ください。

消費税軽減税率制度導入と消費税転嫁対策 Vol.4

～2019年10月から消費税率が変わります～

【軽減税率の対象とならない「外食」の定義】

軽減税率の対象品目に、「外食」は含まれていません。以下の条件を満たすものが外食となります。

「飲食店等を営む者が、テーブル、椅子、カウンター、その他の飲食に用いられる設備のある場所において、飲食料品を飲食させる役務を提供」

例えば、屋台などで、料理を提供しているだけで飲食設備がない場合には軽減税率の対象となりますが、テーブル、椅子、カウンター等の飲食設備で飲食させている場合は、軽減税率の適用対象となりません。

8%

軽減税率
(外食にあたりません)

- ・テイクアウト、持ち帰り、出前 宅配、お土産
- ・屋台での軽食(テーブル、椅子等の飲食設備がない場合)

店側の提供意図によって持ち帰り
と店内飲食を区別します。
(例)お客様の求めに応じて店がテ
イクアウト用に提供したものを
店内で飲食した場合でも軽減
税率の対象となります。

10%

標準税率
(外食・ケータリング等)

- ・店内飲食(イートイン含む)
- ・フードコートでの飲食
- ・ケータリング・出張料理等

有料老人ホーム等で提供される
一定の基準を満たす飲食料品
は軽減税率の対象となります。